

## たんば地域支援センター 相談活動について

- 感染防止対策を厳守
  - ・毎日の検温、マスク着用、手指消毒を徹底する。
  - ・6月より段階的に相談活動を実施する。
  - ・相談依頼者のみでなく、同学級内に体調不良児童生徒がいる場合は、相談活動を取りやめる場合もある。
  - ・最少人数で相談活動にあたる(最大2名)
- 1 巡回教育相談
  - (1) 相手校との確認
    - ア 対象児童生徒及び教員の2週間前からの健康状態を把握する。
    - イ 行動観察をする際、同学級児童生徒に体調不良者がいないか。
    - ウ 巡回相談当日に上記を確認する。
  - (2) 行動観察
    - ア 教室環境によっては廊下からの観察もあり得る。
    - イ 換気のよい教室環境を相手校に依頼する。
    - ウ 児童生徒に近づきすぎない。
  - (3) 面談等
    - ア 面談等対象者の健康状態を把握する。
    - イ 面談距離を適切に取る。
    - ウ できれば向き合わない位置をとる。
  - (4) 検査
    - ア 児童生徒と一定の距離を保つ。
    - イ フェイスシールドを着用する、または児童生徒との間に間仕切りを置く。
  - (5) 研修支援
    - ア 3密にならない会場、換気のよい部屋を相手校に依頼する。
    - イ 参加者のマスク着用、手指消毒を徹底する。
    - ウ 参加者の健康チェックを徹底する(体温、体調)。
    - エ 身体的距離を保つ。
    - オ 参加人数を制限する(基本は10人以下)。相手校の環境によっては別室で視聴する。
    - カ オンデマンド研修については相手校と協議する。
- 2 来校相談
  - ・来校予定者の2週間前からの健康状態を把握する。
  - ・最少人数での来校を依頼する。
  - ・当日のマスク着用を依頼する。
  - ・来校時、検温と手指消毒を行う。
  - ・換気のよい部屋を利用する。
  - ・相談終了後、使用場所の消毒を行う。
  - ・来校者は本校児童生徒、教職員と接触しない。
  - ・その他については、巡回相談の面談に同じ。